

白岡市森林環境譲与税基金条例の概要

1 条例制定の理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策に要する経費の財源に充てることを目的として、白岡市森林環境譲与税基金を設置するため、本条例を制定するものである。

2 条例の概要

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策に要する経費の財源に充てるため、白岡市森林環境譲与税基金を設置する。

基金への積立てや管理等に関する諸規定は、他の基金と同様である。

3 施行期日

公布の日